

平成30年

建設委員会会議録

とき 平成30年9月18日

品川区議会

平成30年 品川区議会建設委員会

日 時 平成30年 9月18日 (火) 午後 1時00分～午後 2時32分
場 所 品川区議会 議会棟 6階 第1委員会室

出席委員 委員長 たけうち 忍 君 副委員長 松永 よしひろ 君
委員 大沢 真一 君 委員 横山 由香理 君
委員 あくつ 広王 君 委員 安藤 たい作 君
委員 筒井 ようすけ 君 委員 西本 貴子 君

出席説明員 中村 都市環境部長 鈴木 都市計画課長
森 住宅課長 高梨 木密整備推進課長
稲田 都市開発課長 東野 まちづくり立体化担当課長
長尾 建築課長 小林 環境課長
工藤 品川区清掃事務所長 藤田 防災まちづくり部長
曾田 災害対策担当部長 今井 土木管理課長
兼 危機管理担当部長
古郡 交通安全担当課長 多並 道路課長
兼 用地担当課長
溝口 公園課長 持田 河川下水道課長
古巻 防災課長 富澤 災害対策担当課長

○午後1時00分開会

○たけうち委員長

ただいまから、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、報告事項およびその他を予定しております。

また、委員会終了後には、先日実施いたしました行政視察の報告会も予定しておりますので、効率的な委員会運営にご協力をお願いいたします。

1 報告事項

(1) 第29回東京都道路整備事業推進大会について

○たけうち委員長

それでは、まず予定表1の報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)第29回東京都道路整備事業推進大会についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○鈴木都市計画課長

私からは、第29回東京都道路整備事業推進大会についてご説明いたします。資料をご覧ください。

大会開催日でございますが、平成30年10月23日午後1時から、開催会場は記載のとおりでございます。

開催目的でございますが、広域化する交通混雑の緩和や安全で快適なまちづくりに資するため、道路、橋梁、鉄道連続立体交差等の整備などの推進を図ることを目的としてございます。

4、主催及び後援でございますが、こちらも記載のとおりでございます。

5、参加規模でございますが、800名程度というところで、品川区からは10名の参加を予定してございます。当委員会委員の皆様におかれましては、委員長、副委員長ならびに大沢委員に参加いただく予定となっております。当日の詳細については、また別途直接ご説明させていただきます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○あくつ委員

23日の会は、以前の委員会でも報告がありましたけれども、代表で委員長、副委員長、大沢委員に参加していただくということで、その前に一回我々集まったりする必要もないということよろしかったでしょうか。

○たけうち委員長

ないということでございます。

ほかはよろしいですね。

それでは、ほかにご発言がないようですので、本件を終了いたします。

(2) 品川区における温室効果ガス排出実績について

○たけうち委員長

次に、(2)品川区における温室効果ガス排出実績についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○小林環境課長

私からは、品川区における温室効果ガス排出実績についてご報告いたします。

この実績につきましては、地球温暖化対策推進に関する法律におきまして、年一回の報告が義務付けられており、公開に先立ち、本委員会でご報告するものでございます。

それでは、資料に沿ってご説明いたします。

資料の1、区における環境の計画についてですが、温室効果ガス排出実績の報告の前に、改めて区の環境に係る計画についてご説明したいと思います。

区では、平成30年度に新たな環境に関する2つの計画の運用を開始し、ともに温室効果ガス排出削減についての取組みを示しているところでございます。そのうち、図の中央部分に示しております品川区環境基本計画とは、区の環境施策の基本方針でございまして、区全体の温室効果ガス削減について示したものでございます。

その下に示しました「品川区職員環境行動計画～しながわ職員エコアクト～」でございしますが、こちらは区が区内の一事業者として、温室効果ガス削減に向けて示したものでございます。区全体として、あるいは1事業者である区として、それぞれの計画との整合を図り、削減目標値を示したところでございます。

次に2番、品川区の温室効果ガス排出実績についてご説明いたします。

区全体の温室効果ガス排出量は、特別区として統一的な算定を行うことから、特別区協議会が一括して算定を行い、先般、最新版であります平成27年度分が提供されたところでございます。提供値にはタイムラグがございしますが、これは集計作業に多大な時間がかかるといったところがありまして、各区におきましても同様な状況でございます。

さて、平成27年度におけます区全体の温室効果ガス排出量、また家庭部門1人当たりのCO₂排出量、あわせまして業務部門単位床面積当たりのCO₂排出量につきまして、図の1から3の赤い棒グラフで示しましたとおり、品川区環境基本計画で示しました基準年である平成25年度と比較しまして、また前年の平成26年度と比較しましても、それぞれ減少を示したところでございます。また、計画の最終年でございます平成39年度の目標達成に向け、着実に削減が進んでいるものでございます。

削減の要因としましては、節電につながる行動が引き続きしっかり取り組まれていること、あるいは省エネ機器等の買い替えが進んでいることが考えられるところでございます。しかしながら、目標値達成のためにはこのような行動がしっかりと定着し、また新たな課題に対する啓発などを、区として継続して行っていく必要があると考えております。

例えば食品ロス削減につきましては、製造時あるいは輸送時、処分時における温室効果ガス削減に大きく寄与するものであり、新たな課題として近年様々な取組みが行われているところでございます。区としましても、今までもったいない推進店の認定事業、あるいはフードドライブの実施など啓発事業を進めておりますが、幼少期からの意識の醸成を図ることを目的に、今年度新たに区立保育園・幼稚園などを対象にした紙芝居を作成し、配布する予定でございます。そのほか既存事業であります太陽光発電システム設置助成、あるいは低公害車買い換え助成など、温室効果ガス削減につながる支援など、周知を含め引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

次に、資料右側、3番区有施設のCO₂排出実績についてご説明いたします。

この区有施設におけるCO₂排出量のデータは、各所管から環境課へエネルギーの使用量のデータを

提出し、それを集計して算定することで、実績値を確定するものでございます。平成29年度のCO₂排出量として、図の4でございます。区全体のCO₂排出量、それからその下でございます図5には区有施設全体の単位床面積当たりのCO₂排出量を示しておるものでございます。こちらも計画の基準年であります平成25年度と比較しまして、それぞれ減少を示しているところでございます。

大きな要因としましては、例えば庁舎でございますが、庁舎の電気使用量につきましては、昨年度と比べまして約8.7%削減されたところでございます。この原因としましては、総合庁舎の空調熱源改修により、平成28年度に新たな機器へ更新されまして、平成29年度から本格稼働したことが考えられるところでございます。また、今後は区有施設のLED化、あるいは施設の大規模改修による設備更新など、今後もさらなる削減が見込まれるところでございます。一方で、このようなハード的な対策だけではなく、ソフト面における対策も重要でございます。区を代表する事業者として、他の事業者の模範となるような積極的な省エネ行動が必要であると考えております。

そこで本年度でございますが、区では省エネ行動につながる施設の運用マニュアルを作成する予定でございます。このマニュアルとは、専門の知識を有する技術者が施設に訪問いたしまして、省エネにつながる機器の更新だけではなく、機器の適切な運用方法などを取りまとめ、温室効果ガス排出削減につなげるものでございます。運用マニュアルは施設の用途ごとに作成いたしまして、職員が今まで気づかなかった部分を補完するものとして、全庁的に水平展開を図っていきたいと思っております。

温室効果ガス削減につきましては着実に進んでいるところでございますが、計画に示された目標達成に向け、より一層対策を推進していきたくと考えているところでございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。今年の夏も猛暑を越える酷暑ということで、異常気象を国民・区民が大変感じた夏だったと思います。ようやく緩んできましたけれども、その中で、私も区民の特にお子様を持つお母様たちから様々なご意見を今いただいているのですが、環境問題というのは政策課題なのですけれども、今まである意味漠然と掲げられてきた部分があるのですが、これ、本気になって取り組まないと本当に大変なことになってしまうという意識を持つ区民の方が徐々にですが増えてきています。もしくは内心思っていたけれども、声を上げてこなかったのが声を上げてきたというのを最近感じています。

その中で、この2番の品川区の温室効果ガス排出実績、元々のデータというのが特別区協議会が集計・算出をしているということですが、先ほど品川区の家庭部門において、全体も減ってきていますが、1人当たりのCO₂排出量が減ってきた。毎年減ってきていますけれども、その理由の中で、引き続き節電行動をとっているということ。これは、引き続きというのは3・11の後を示しているのかどうか。

それと、省エネ機器が普及してきたということもあるのですが、わかる範囲で結構なのですけれども、これがどうして排出量の削減につながってきているのかというところのこの根拠について、もう少し詳しく教えてください。

○小林環境課長

家庭部門での削減のところで節電行動の契機でございますが、やはり委員ご指摘のとおり、一つの

きっかけは東日本大震災のときの電力不足からと捉えるところがございます。使用量としましては、やはりピークとしてはそのあたりから徐々に下がってきているということがデータとしても示されるといったところがございます。

2点目でございますが、普及ということでございますが、例えば電化製品等々につきましてはやはり耐用年数がございます。例えば冷蔵庫であれば10年とか、そういったものが示されてございまして、今回今年の3月に策定しました環境基本計画の中でも、10年前と比較して、どのぐらい電力が削減されるかといった指標を今回お示して、節電行動がどのぐらい効果につながっているのかということを示したところがございますが、そういったものがちょっとずつ積み重なったところで、やはり節電につながったものかと考えているところがございます。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。ただ、これだけ暑いとエアコンの使用量も間違いなく増えていると思いますし、昔と違って、今は健康被害に遭わないように遠慮しないでどンドンつけてくださいという形になって、先ほど耐用年数の関係で交換をしているから、今のほうが進んでいるから省エネになっているということもあったのですけれども、区民の方に説明をするのに、本当にそうなのかなというところで、もう少しわかりやすいものをぜひ教えていただきたいというところです。

あと、区民の方からお話があった中では、非常に危機感を持っている方たちもたくさんいます。今、もしこういう資源の無駄遣いとかこういうCO₂の排出量を改めたとしても、今止めたとしても、もう何十年後かには取り返しのつかないことになっているというような説もあります。今止めたとしてもですね。

だから、今すぐどンドン減らさなくてはいけないというのも当然そうなのですけれども、もう少し品川区でも危機感を持って、例えばケーブルテレビなり、もしくは広報しながわで、毎年そういうことを広報されているのもよくわかっているのですけれども、より一段とそういうものを広報していく必要があるのではないかと。こういう声を上げ始めた方たちもいます。先鋭的にどこかの団体のように捕鯨に対して何か攻撃を仕掛けるとか、そこまでの先鋭的な団体ではないですけれども、普通のお母さんたちが、今、そういう声を挙げ始めているのですけれども、品川区として、こういうことについてもっともっと区民を啓発していただきたい。先ほど幼稚園で紙芝居というお話、これも非常にいいことだと思うのですけれども、もっともっと進めていただきたいという声もあります。

この2点について、もう少しわかりやすくというところと周知・啓発について、お答えいただければと思います。

○小林環境課長

まず、1点目のご質問でございます。削減の実績のもう少し細かいわかりやすい数値という観点でございますが、1つはやはりメーカーとかカタログのそういう数値から算出する方法が一番分かりやすい数字かと思っておりますが、実際それが本当にその数値にまで上がるかどうかというのは、やはり実証しなければわからないと思います。

そういった観点からいきますと、先ほど申し上げました区の施設という観点でございますが、今年度運用マニュアルというものを策定しまして、実際照明器具とか空調とか換気とかがどのような割合で使われているか、またそれが今後改修されたらどのような改善をもたらすかということを少し数値化していきたいと考えているところがございます。その数値を参考にしながら、さらに細かいより具体的な啓発に努めていければと考えてございます。

2点目でございます。啓発方法でございます。まず広報としましては6月が環境月間ということでございまして、環境に関する情報を広報しながらの中で一番大きく取り上げているところでございますが、それ以外にも今現在ではいろいろな環境の啓発活動を行っている環境情報活動センターのホームページを立ち上げて、様々な啓発活動を行っているところでございます。それらの見せ方、やり方につきましては、もう少しわかりやすく丁寧に、改善できるところはないかも含めて、今後の検討課題となってくると思います。

また今回、先ほどご紹介しました環境基本計画の中でも、環境に関する省エネ行動につながるチェックリストみたいなものを設けてございます。こういったものにつきましては、今年のエコフェスティバル、また来年2月に開催される予定の環境講演会の中でもしっかりお示しして、より細かな啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

○あくつ委員

ありがとうございます。区のほうで真剣に考えていただいているというのはよくわかるのですが、先ほど申し上げたとおり漠然とした政策課題として環境問題は大事だというのはあるのですが、それがやはり届いていないというのが、ごめんなさい、これは区民の方の率直なご意見があります。その上でもう一步踏み込んだ、危機意識をあおるのがいいことかどうかはわかりませんが、そういったところもぜひ今後、これは本当に大きな課題になってくると思います。具体的な目に見える形での環境問題への対策をぜひ少しずつでもやっていっていただきたいと思います。

最後に、食品ロスという話が出たので、我々の会派も食品ロス削減についてはいろいろ取り組ませていただいて、もったいない推進店の取り組みもよく存じ上げているのですが、先ほど食品ロス削減が、このCO₂排出量について非常に大きな影響があるということがあったのですが、そこだけもう少し詳しく教えてください。

○小林環境課長

食品ロスが温室効果ガス排出量にどうつながっているかということかと思いますが、まず1つ、平成27年度でございますが、本来食べられるのに捨てられてしまう食品が646万トンと言われてございます。特に製造時、あるいは輸送時、それから廃棄するとき、それぞれ車を使用したり、あるいはそれを焼却処分したりといった様々な部分で、やはりそういったものが波及して温室効果ガスにつながってくるのかと思っております。

特にこういった廃棄物部門から出されるうちの、食品ロス由来と言われるものが約15%ぐらいあるということが示されてございますので、やはりそういうところも新たな課題として受け取って、区としても啓発に努めていきたいと考えてございます。

○あくつ委員

ありがとうございます。食品ロス削減が15%もCO₂排出量の削減になるということで、今新たな観点をいただいたなと思うのですが、私もそこはしっかり勉強してまいりたいと思いますが、区としてもぜひそのあたりをもう少しわかりやすく区民のほうに周知をしていただければ、食品ロス、プラスCO₂削減につながると思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

○安藤委員

まず、3番のほうの区有施設のCO₂排出実績のところ、庁舎のほうの設備などの改善や、あるいはソフト面ということで節電の努力などが挙げられておりましたけれども、この後視察の振り返りなどもあります。浜松市のほうに視察したところ、非常に市でもって再生可能エネルギーの導入を進めて

いた自治体だったのですが、区有施設の排出量削減という点では、ここら辺も一つ大事な点ではないかと思うのですけれども、実際この削減幅2.4%というところの中で、どのくらいそういった自然エネルギー導入の努力だとかをされてきているのか、ちょっと概要を教えてくださいたいのと、ここら辺ももっと強化していただきたいと思いますという思いがあるのですけれども、いかがでしょうか。

○小林環境課長

この2.4%の削減が、どの程度再生可能エネルギーを使用したことによる影響を受けたかということでございますが、あくまでも再生可能エネルギーも、エネルギー使用量という観点からいけばエネルギーを使っているわけでございます。それがCO₂排出量につながるかつながらないかという視点かと思っております。ですので、一概にその辺の細かいところがどうなっているかということについては、ちょっとここで把握している部分ではございませんが、実際太陽光発電システムという観点でいけば、区有施設の中で、今、34施設に導入が進んでいるところでございます。今後も施設を建設する、あるいは改築する際には、太陽光も含めて再生可能エネルギー導入を検討していくということが、今回示されてございますので、そういうところを立地条件等々加味しながら、設置については引き続き進めてまいりたいと考えてございます。

○安藤委員

CO₂を発生させないという点では非常に有効だと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

あと、資料の2番目のほうに戻りますけれども、何度か主張させていただいているのですけれども、この品川区全体の排出量の中で大きな割合を占めるのが、やはり依然として業務部門ということで、その業務部門の中にはオフィスのビルなど使用なども含まれておりますけれども、やはりここが非常に急激に高いビルなどが増えていきますので、やはり全体のCO₂排出量が増えて、今回のような猛暑なども本当により加速していくのではないかと、この業務部門のほうの表が単位床面積当たりということが出ていますけれども、この左上の表の品川区全体の温室効果ガスの排出量総量の削減の目標値と同じものが私は必要だと思います。でも、品川区全体の量は、基準年から最新データ平成27年度で言うと6.3%減となっておりますけれども、この業務部門の排出量という点では大体どれぐらいになっているのか伺いたいと。

あわせて、私はそうした単位床面積当たりの排出量や目標だけではなく、そういう部門ごとの量の排出量の削減値などもやはり定めていく必要があると思います。ぜひそうすべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○小林環境課長

業務部門の細かな数値のところかと思っておりますが、まず温室効果ガスの業務部門だけに特化したお話でいきますと、温室効果ガスというのは、業務部門では平成25年と比較して、今、16.6%削減されております。またCO₂排出量自体も約11%削減されているということで、今お話がありましたように、床面積につきましては確かに2.5%ぐらい増加しているものもございますが、温室効果ガスあるいはCO₂排出量自体も、床面積が増加している割には随分減ってきているということが数字として見えているところでございます。

理由としましては、やはり建物を更新した際、大規模な改修を行った際に、それをしっかり意識して設計を行った、あるいは建物をつくったというところがあると思っております。こういった削減が進むことも今後もまだまだあると思っておりますが、こういったようなハード面だけでは

なく、省エネ行動のソフト面における啓発についても、業務部門に対してしっかりと区として発信していきたいと考えてございます。

○安藤委員

しっかり部門ごとに、やはりどのような削減状況になっているのか。これはちょっと概要ということだと思いますけれども、あと目標値などもしっかり定めていって、きめ細やかな排出削減の実現に向けて、見える化をぜひしていただきたいと思います。

○西本委員

2つほどお伺いいたします。

まず2番のところの図、3番もそうなのですが、かなり下がっているというこの実績はわかりました。しかしこの目標という数値を目指すときに、かなり差があるなど感じているのです。その差というのは、今のお話の中においては新しい電気機器であったりとか、施設の改善という形で省エネタイプのものに替わってきたということ、啓発も含めてその影響が出てくるだろうというお話です。

ただ、多分ハード的な部分というのは頭打ちになってくるのではないかと思うのです。例えば品川区全体の排出量というのが33%の減という目標値になっていますけれども、やはりこの12年の間には、技術革新はあるのでしょうかけれども、もうある程度設備の投資も全部頭打ちになってしまう部分があるのだらうと、それを踏まえての目標値なのかなと。そうすると、それ以上の部分は啓発活動で賄っていかなければならないという形になってくると、これも非常に難しい状況かなと、現実的にこの差をどのように考えているのかなというのを一つお聞きしたいところです。

2つ目は、運用マニュアルの作成という、当然専門家の方々が入って、省エネという形でCO₂削減という観点でのマニュアル作成になると思うのですが、というのも、先ほども出ていましたけれども、労働環境、あと生活環境に密着する問題で、今年の夏のような酷暑になってくると、当然エアコンを使ってくださいという形になるわけであって、そうなってくると、このマニュアルを作成する中において、それも含めた形での指針を示されるのか、それとももうただ単にCO₂削減という形での観点のものになってくるのか。今年の夏もクーラーを使わないではいられない状況になっているわけですが、そうなってきたとき、どのようにマニュアルをつくっていくのかということ、この2点をお願いします。

○小林環境課長

まず、削減の目標値は、品川区全体の温室効果ガス削減まで33%、区有施設は16%、その達成になりますが、まず品川区全体という関係でいけば、やはり国がいろいろと支援しております対策もあれば、都が支援している対策もある。また国や都、区が連携して進めていく対策もあると。様々な対策が環境についてはあるわけでございます。今回、昨年度策定をいたしました環境基本計画の中でも、その中身のある程度分析した上で、この数値というのは成り立っているものであると思っております。

そこの中で区の役割というのは、やはり区民にとって身近な自治体でございますので、そういった区民レベルに対する周知・啓発というのをしっかりやっていくことだと思っております、まずはそういったところを今回の目標達成に向けて、しっかり区としてやっていかなければいけないと思っております。

また逆に区有施設という関係でいきますと、環境基本計画の中でもお示ししましたように、施設のLED化とか、また施設の大規模改修とか、ある程度予測される削減値というのが示されてございます。そういったところを計画的に実施することで、この16%は達成できると思っております。

また、マニュアルのほうでございますが、委員ご指摘のとおり、あまり強くやり過ぎると、やはり健

康被害、あるいはマニュアルをつくったけれども見向きもされないといったところも十分考えてございます。そういうことがないように、例えばこれからこの部分については業者が決まって、実際に現地に行って調査をかけるということがございますが、今考えられるものとしては、例えば照明器具等についても適切な検討方法、あるいはそれぞれの施設についてどういった方法が効率的なのかとか、そういった部分で運用マニュアルができればと考えてございまして、今後調査していく上で、我慢型にならないように、マニュアルづくりを進めていきたいと考えております。

○西本委員

ありがとうございます。区有施設については16%減という、これは行けるのかなという、今までのLED化の効果もあるでしょうから、おそらくは達成できるのかなと直感的にわかります。

ただ、家庭においては、なかなか啓発という形になっても難しい部分があるかなと、それから民間の業務部門、先ほども高層マンションがいろいろつくられているので、その中でCO₂が排出されてしまうと、排出量が増えるような条件は、品川区の中ではまだまだこれからプラスあるかなという考えがあると思うのです。

啓発活動はわかります。これはもう啓発していかなくてはいけないというのはわかりますけれども、その建物、ハード的な部分についての見立てというのはいかにどのように考えられているのか、今の現状からどの辺まで削減ができるだろうという予測をされているのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

マニュアルの件は、やはり守っていただくということが必要になってくると思います。運用されなければ無駄になってしまいますので、やはり環境をどういう視点で見えていくのかというのが非常に大きな部分になってくると思うのです。これはいろいろ試行錯誤しながら、その観点でぜひ有効的に使われるようなマニュアルをつくっていただきたいと思います。

最後1点だけお願いします。

○小林環境課長

区におけるまちづくりという観点かと思っておりますが、今回この33%削減の目標値も、ある程度将来予測も含みながらこの削減値を設定したということでございます。特に大きな建物というのは、少しお話ししたかと思うのですが、様々な法律の中で省エネに向けて努力した成果がまさに数値に示されているものでございまして、今現在でいきますとさらに基準が厳しくなっているような状況になっておりますので、一遍大きな建物ができるとすべてがプラスになるだろうというところもなくはないと思いますが、そういうところについての法の動きとか、その辺をしっかりと見据えながら、区としてできることをしっかりとやっていきたいと思っております。

○大沢委員

一番左下の業務部門のところで、自動販売機についてちょっとお伺いしたいのですが、自動販売機の温室効果ガス対策について、区はどのように現状取り組まれているのか、教えていただけますか。

○小林環境課長

自動販売機に対する削減でございますが、細かくはその自動販売機自体がどこに設置されているかということです。今環境課としては、特にそれに対して特化した普及啓発等は行っておりませんが、時間帯によっては、明るい時間帯であれば電気を消して自動販売機を運用させるとかいう方向で、節電対策を各メーカーのほうでもやっているという話は聞いてございます。

○大沢委員

節電もありますけれども、ノンフロン化という部分も今あると思うのですが、そのあたり、

区はどのように捉えられているか。概ね品川区内にどれぐらいの台数があるのか把握していらっしゃるでしょうか。

○小林環境課長

ノンフロン化という観点でございますが、やはり冷媒に使うことによってCO₂や、温室効果ガスが発生するという話は聞いているところでございます。特に家庭部門でいきますと、冷蔵庫とかエアコン等についてはそういうところが厳しくなっていることもございまして、自動販売機についても、そういったところが冷蔵庫と同じように規制が厳しくなるということは把握してございますが、その自動販売機が今現状で何台あるかということについては、すみません、数として把握しているところではございません。申し訳ございません。

○大沢委員

自動販売機の会社あるいはメーカーによっては、2020年東京オリンピックまでにノンフロン化を100%達成しようという数値目標があるやに聞いておりますけれども、いろいろな会社の自動販売機がついているのですが、そのあたりの指導方法というか、各会社いっぱいあるので、どのぐらいか把握されているかどうかちょっとわからないのですけれども、そのあたりの取組みはされているのでしょうか。

○小林環境課長

今、委員からご指摘ありました、例えば自動販売機に関して特化したような何か取組みというのは、今の段階では特に行ってはございませんが、先ほど申し上げましたように節電に対しては、各メーカーのほうで取り組んでいるというところまで把握したところでございます。

○大沢委員

これは私の考えなのですけれども、街なかをちょっと行けばかなりの台数がどこにでもあるので、特化してやるべきだと思うのですけれども、その取組みについて、可能であるのか可能でないのか。でもかなり難しいハードルがあるのかもしれない。

○小林環境課長

台数の把握というところでは、一定調査すれば把握できるのかもしれませんが、そこについては今の段階では手をつけられる状況でございませぬので、今後どういった方法が課としてできるかも含めて検討は進めてまいりたいと考えてございます。

○筒井委員

今、フロンなどのお話も出ましたけれども、温室効果ガスといった意味では、二酸化炭素よりメタンやフロンや一酸化窒素の方が悪影響が大きいとされているのですけれども、区としてはその量の問題もあるかと思っておりますけれども、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減などをこれから考えてはいかないのでしょうか。

○小林環境課長

区全体というところでは、温室効果ガスの排出実績、その中でそれらについては把握してこの数字を出しているところでございますが、委員のほうからご指摘がありましたように、温室効果ガスのうち、二酸化炭素が占める割合が95%ということでございます。区有施設の排出実績につきましては、メタン、一酸化炭素、あるいはフロン等については算出が非常に複雑だということもございまして、算定の合理化のために、二酸化炭素に絞って計画を策定したということもございまして、

○筒井委員

わかりました。ただ、メタンガスは河川の汚濁によって排出されるということもありますので、それは目黒川の水質汚濁で発生するメタンというのは計算しやすいかなと思うのですけれども、今後そうした目黒川のメタンガスの排出量とかは、計算するお考えというのはあるのでしょうか。

○小林環境課長

先ほどお話ししましたように、二酸化炭素が95%を占めるということですので、まずはその二酸化炭素をしっかり減らしていくことが、温室効果ガスの削減につながっていくものと考えてございます。区としては、まずはそういったところでしっかりと対応して、今後につなげていきたいと考えてございます。

○たけうち委員長

ほかによろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○たけうち委員長

それでは、ご発言がないようですので、本件を終了いたします。

(3) 東品川橋架替工事（その3 護岸・道路復旧）について

○たけうち委員長

次に、(3)東品川橋架替工事（その3 護岸・道路復旧）についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○多並道路課長

私からは、東品川橋架替工事（その3 護岸・道路復旧）について、お手元のA4の資料に基づきご報告いたします。

東品川橋は、天王洲アイル駅の南に位置する運河上空に架かる橋梁です。老朽化に伴い、平成20年度より架替工事を実施しており、現在最後の工程となる護岸・道路復旧工事を行っているところです。

まずは、1の工事概要ですが、工事件名および工事場所については、資料に記載のとおりです。

次に工期ですが、平成28年7月7日に契約し、翌日の7月8日から平成30年9月28日までの工期となっております。

主な工事の内容ですが、護岸復旧工事として、護岸の構造物築造を37m、その構造物を支える地下構造物として、鋼管杭を42本設置してまいります。また、道路復旧工事として、右の案内図に黒く塗りつぶした区間の道路3,719㎡の舗装工事を実施する予定です。

次に、2の工事計画の変更についてです。護岸構造物を築造するためには、鋼矢板という仕切り板を海の中に打ち込み、鋼矢板で囲んだ範囲の海水を抜き、ドライな状態にして作業ヤードを確保する必要があります。これらの一連の工事を仮締切工と言います。この仮締切工を実施するに当たりまして海底の土壌を確認した結果、一部の構造を変更する必要性がありました。これに伴い、当初の予定よりも多く時間を要する工事を行う結果となりました。また、地下に設置する鋼管杭を打設する際、地中より玉石などの障害物が発生したことから、打設に時間を要し、工程に遅延が生じる結果となりました。これらの理由により、工事完成期間が当初予定の平成30年9月28日から、平成31年3月29日に変更となるものでございます。現在、変更に向けた契約手続きに向けて、事務作業を行っているところです。

なお、本件につきましては、総務委員会においても経理課長よりご報告させていただいております。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○あくつ委員

ありがとうございます。ご説明よくわかりました。東品川橋の架け替えについては、当時総務委員会だったので、いろいろなものが最初から出てきて大変だったということも記憶しております。

総務委員会マターで恐縮なのですが、ご参考までに教えていただきたいのですが、工期が延びることによって、いわゆる金額がこれは増加するということになるのか、ご参考にお聞かせいただければと思います。

○多並道路課長

工事の工程の中でいろいろな増減を含めまして、現時点の工事金額を確認した結果、変更なしで済むというところで考えております。

○安藤委員

裏面の資料で、最終的にこれは護岸が広がるように見えるのですが、その新設護岸が広がる理由があれば教えていただきたいのと、あと費用の件でありましたけれども、平成20年度からやっているということなので、大変な工事だと思いますけれども、架替工事の総工費というのは大体幾らぐらいで、最終的に都や国などの補助金はどのくらいになるのかというのがわかれば教えてください。

○多並道路課長

まず、護岸の件からですが、広がるというか、もともとあった護岸を工事のために一回壊して橋脚をつくった経緯があったので、それを戻すという考え方で、広がるというより戻すということです。

もう一つの費用の件ですが、大まかな概算で約29億円です。平成20年度から下部工、上部工、今の復旧も全部合わせて約29億円。そのうち国費が約10億円、都費が約13億円となっております。

○たけうち委員長

ほかにごございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

それでは、ご発言がないようですので、本件を終了いたします。

(4) 都市計画道路補助163号線整備に伴う大井町線橋梁架替工事について

○たけうち委員長

次に、(4)都市計画道路補助163号線整備に伴う大井町線橋梁架替工事についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○多並道路課長

私からは、都市計画道路補助163号線整備に伴う大井町線橋梁架替工事について、お手元のA3の資料に基づきご報告いたします。

まずは1の平面図をご覧ください。都市計画道路補助163号線整備に伴う東急大井町線の橋梁の架替工事は、平成27年3月に東急電鉄と工事施工協定を締結し、平成31年度末に完成の予定で進めております。今年度から来年度にかけて、古い橋梁を新しい橋梁へ架け替える工事を予定しており、平面図中の中央に示した橋梁部をⅠ期分とⅡ期分の2回に分けて実施する予定です。これらの工事を行う際

は、庁舎敷地等を利用して行う必要があることから、庁舎を利用する方々などへ一定の影響が見込まれることから、以下の項目で見込まれる影響についてご説明させていただきます。

2、工程表をご覧ください。Ⅰ期の架替工事は平成30年10月下旬から、庁舎敷地を利用して準備作業を始めます。左下の図をご覧ください。薄緑で示した部分が歩行者が通行できる範囲となっております。第三庁舎2階のリサイクルショップリボンの前あたりの青い線で囲った範囲を工事ヤードとして利用し、架け替える新しい橋梁の部材を組み立てる作業をその中で行う予定です。新しい橋梁へ架け替える工事は平成31年1月末を予定しており、夜間に道路を車両通行止めして行う予定です。

次に、右上の工程表にお戻りください。Ⅱ期の架替工事は平成31年2月上旬から、既存の大井町線橋梁部の庁舎側手前に仮設の作業台を設置して、その上で新しい橋梁の部材を組み立てていきます。下の図をご覧ください。第三庁舎2階リサイクルショップリボンの前あたりの青い線で囲った範囲を工事ヤードとして利用する予定です。平成31年7月下旬には、作業台の上で組み上げた桁を古い橋梁と架け替える工事を行う予定です。その際はⅠ期と同様、夜間に道路を車両通行止めする予定です。その後仮設の作業台を解体し、8月末に新しい橋梁へ架け替える工程が終わる予定です。

平成31年9月以降は、庁舎敷地等を使った工事は予定しておりません。1日も早く安全に工事が完成するよう目指してまいります。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○西本委員

この工事のときは夜間車両通行止めということなのですが、ここが通行止めになると、どこをどのように流していくのかと思うのですけれども、それから例えば案内板や警備の方が立つのか。ここが通行止めになると、近隣の方々も含め非常に迷惑をこうむると思うので、その対策についてお聞きします。

○多並道路課長

夜間の通行止めに関しては、まず1日の作業で終わる工程で、一度に架けるような工程になります。ただ、東急としてはそのちょうど1週間前に、同じような工程で通行止めをしてリハーサルをやりたいと言っており、その2日間通行止めする予定で考えております。

ちょうど今のお話のとおり、この道路につきましては、まず夜間、鉄道のちょうど終電が終わった後、次の始発までの間、その短い期間が通行止めの時間です。

あと、地元への影響が大きい、または利用者への影響が大きいということで、もちろん案内板などを出させていただきますけれども、加えてこれから地域に説明を今日以降させていただいて、事前に通行止めにする前には説明させていただく予定です。また、これについては、来年1月ごろを予定しておりますので、それまでの期間、警察ともよく協議しながら、う回路等もこれから協議して固めていきたいと、また地域とも話し合いながら詰めていきたいというところでございます。

○安藤委員

改めて技術の高さというのは、聞いていてすごいなと思いました。1日でやるということなので。

あと、ちょっとお伺いしたいのは、何か協定を結んでという話がありましたけれども、ちょっと根本的なところで恐縮なのですが、今回私鉄の橋梁の架替工事になるわけなのですが、この工事の事業主体はどこになって、財源構成というのはどのような状態で取り組むのか、お伺いします。

○多並道路課長

まず、都市計画道路の事業主体は品川区になります。ただ架替工事に関しては、いわゆる架替工事の事業としては東急が事業者として行うということで、区としては協定を結んで、そこにお金を支払うような形の委託をするような感じで、実際には東急が事業として架け替えていくということになります。

ただ、都市計画道路ですので、財源としては区のほうで予算化しておりまして、国が55%、約半分が国の国庫補助金で、残りについては都市計画交付金と財政調整基金というところで、そのような東京都からの財源ということで、そのような構成になっている事業でございます。

○松永副委員長

ご説明ありがとうございます。私からはちょっと1点だけ伺いたいのですが、第三庁舎にあるリボンの前の駐車場スペースというのは多分使えなくなると思うのですけれども、そうしたところはどのような形で周知をされて、どのような方法で、例えばお隣の駐車場に止めてくださいとか、どういう形になるのか、ご説明よろしく願いいたします。

○多並道路課長

リボンとは我々のほうでも工事に向けて東急と一緒に協議しております。今のお話のとおり、駐車スペースというのが必要だということで、今予定しておりますのが、今のちょうど自転車の止まっているあたりの、シェアサイクルの近辺を今協議しておりまして、そこを予定しております。詳細についてはこれから詰めて、またお知らせしてまいりたいと思っております。

○松永副委員長

ありがとうございます。では、そのシェアサイクルが、また別のところに移動するという方向に進んでいくと聞き取れたのですけれども、どのようになるのでしょうか。

○多並道路課長

今、それも含めて協議しているところでございます。

○たけうち委員長

それでは、ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

ご発言がないようですので、本件を終了いたします。

(5) 小山台公園の都市計画変更について

○たけうち委員長

次に、(5)小山台公園の都市計画変更についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○溝口公園課長

では、小山台公園の都市計画変更について、A4判両面刷りの資料に基づきましてご報告させていただきます。

小山台公園につきましては、資料の位置図にも示しておりますとおり、西側は既に供用済、開園している公園になっております。東側の区域は未供用、整備がまだ完了していない区域になっております。また、経緯にも記載されておりますとおり、周辺地域は特に災害時の安全性の確保が課題となっており、また多様な人々の豊かな生活を支えるまちづくりが必要な地域でもあります。

そこで今回、避難場所の防災機能の維持向上を図りつつ、社会福祉機能の充実と賑わいと交流を生み

出す緑豊かで快適な都市空間を形成する土地利用といったものを上位の計画として掲げ、土地利用を図っていくもので、今回都市計画変更していくものでございます。

今回、小山台公園の未供用部については、先に述べました土地利用の考え方に基きまして福祉施設等を配置することとし、これまで都市計画で定めていた都市公園の機能につきましては、隣接します都立林試の森公園において代替えの上、拡充していくといったことの都市計画変更をするものでございます。

それでは、今回変更いたします都市計画の概要についてご説明させていただきます。まず、都市計画公園の種別でございます。近隣公園から街区公園に変更するものでございます。また種別の変更に伴いまして、公園についております番号といったものも変更します。

公園名については、変わらず小山台公園という形になります。

続きまして面積です。約0.92haから0.43haに変更するものでございます。

次に、都市計画公園の計画図といたしまして、裏面をご覧いただきたいと思います。計画図の黄色で塗りつぶされた未供用部分の区域を都市計画公園区域の指定から外す変更を今回行うものでございます。

また、計画図の下になりますが、8月28日に開催されました行財政改革特別委員会において報告されました、当計画に関します跡地利用の方針図を参考として載せさせていただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

お手数ですが、表面にお戻りいただきたいと思います。最後になりますが、今後予定しておりますスケジュールといたしましては、11月下旬に都市計画案の説明会を開催いたしまして、12月下旬から1月上旬に開催を予定しております品川区都市計画審議会に諮り、都市計画決定の手続きを進めていきたいと考えているものでございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○安藤委員

今回削除される場所なのですからけれども、これまで小山台公園の未供用部分というのがあったことの原因をちょっと教えていただきたいのと、これまではどのような用途に誰が使っていたのか伺います。

○溝口公園課長

まず、資料の裏面をご覧いただきたいと思います。黄色で塗られている部分でございます。これにつきましては、まず計画としてはあくまでも将来公園として利用していくという形の都市計画になっているものでございます。ただ、今般林試の森公園、都市計画で言いますと目黒公園という名称になりますが、そちらの拡張、また今後の土地利用、また防災性の向上、また地域の賑わいですとか、資料にも書かせていただきましたように社会福祉機能の充実、そういったところを総合的に勘案していく中で、都市計画公園としては一旦廃止しまして、公園の機能といたしましては今後拡張していく林試の森公園の中で機能を十分に果たしていく。そういった中で、公園の役割としては一定終わるといいますか、都市計画の公園の区域としては変更していくものになっております。

今現在としては、ここの敷地につきましては元々都営住宅が建っていた敷地で今更地になっていて、現在土地としては東京都が所有者として持っているところでございます。今後そういったところも含めて土地の売買も含めまして、土地利用に合った形で都と区で連携しながら事業を進めていくといふうに聞いているものでございます。

○安藤委員

わかりました。今回都市計画変更で、裏面にありますその跡地利用方針の案となっていますけれども、今、いろいろ公有地の売買を含めて活用の内容が検討されているわけですが、今回の都市計画変更で、こういった公園以外の用途の使用が可能になると、社会福祉施設等とありますが、そういった施設の設置が可能になるということによろしいのかということで、確認させてください。

あと、今回の変更で、何かいろいろ施設的な建設用途の縛りなどの点ではどのようにになっていくのか、そこら辺を伺います。

○溝口公園課長

まず、現状でございますと、あくまでも将来形としては公園になりますので、公園以外の利用については都市計画法の第53条の中で制限が掛けられているような形になっております。ただ、今回都市計画の変更をすることで公園区域から外れますので、そうすると基本的には用途容積とか、現行の地域地区で定まっている制限のみがかかるような形になりますので、そういった制限の中であれば建物が建てられるような形にはなりますが、基本的にはこの裏面の跡地利用の方針図というのがありますので、こういったものに沿った形での土地利用が進められる。そういった中の一環の手続きとして、今回都市計画公園の区域の変更をするための都市計画を進めていくという形になっているものでございます。

○安藤委員

現状の地域地区の制限ということなので、かなりいろいろな施設の設置が可能になるということだと思います。跡地利用の方針案が出されていますけれども、ここからは意見になるのですが、具体的な用途の決定については、行財政改革特別委員会でも以前述べたのですが、やはり住民参加をしっかりと位置づける必要があると思います。もちろん区民が利用する施設になりますし、しかもある程度これだけの規模の施設になりますので、こうした事業を進めていく際には、議会の報告はもちろんなのですが、その計画案そのものを地域住民や関係団体に説明して、説明会なども開きつつ、住民の参加する検討委員会なども立ち上げて、やはり跡地利用の方針の議論を深めるべきだと思います。計画の立案については、幅広い住民参加を位置づけることを改めて求めたいと思います。意見です。

○たけうち委員長

ほかにございますか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

それでは、ご発言がないようですので、本件を終了いたします。

(6) かむろ坂公園改修工事について

○たけうち委員長

最後に、(6)かむろ坂公園改修工事についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います

○溝口公園課長

それでは、かむろ坂公園改修工事について、お手元のA4判両面刷りの資料に基づきご報告させていただきます。かむろ坂公園につきましては、平成元年の開園から30年が経過しており、老朽化が進んでいることや、園内に高低差があることから、施設の更新および高低差を軽減することを目的として、今回全面改修工事を行うものでございます。

次に、整備概要といたしましては、裏面の改修計画図もあわせてご覧いただきたいと思います。まず、遊戯施設といたしましては、幼児用に滑り台およびスプリング遊具、児童用に滑り台を中心とした複合遊具の整備を行ってまいります。続きまして、多目的広場（キャッチボール場）につきましては、老朽化したフェンスとダスト舗装の更新整備を行うものでございます。続きまして、トイレにつきましては、これまでだれでもトイレが設置されていなかったことから、だれでもトイレの整備と、すべてのトイレを洋式化する整備を行っていくものでございます。

次に、表面をご覧いただきたいと思います。次に、今後予定しておりますスケジュールについてですが、今年の9月28日に契約を締結する予定になっておりまして、その後、10月1日から工事に着手し、翌年になりますが、平成31年3月20日に工事の竣工を予定しているものでございます。

最後に、今後の工事の実施に当たりましては、近隣の方々などへの影響を少しでも軽減できるように配慮するとともに、一日も早い工事完了を目指していき、より多くの方が利用していただけるような公園づくりに取り組んでまいりたいと考えているものでございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○西本委員

多目的広場のところ、キャッチボールができるという形になるのですが、これはほかの公園でもご相談を受けたのですが、バットは使えないのですか。結局鳥かごのような形でバットが使えるような形で設置しているところもあれば、そうでないこういうフェンスみたいになっている部分もあれば、非常に使い方がそれぞれ場所によって変わってきてしまうのです。キャッチボールということは、当然バットも持ちたくなるのだらうなということですが、そういうことを考えるならば、鳥かごみたいなものをつくってもいいのかなという感じがするのですが、その辺の考え方はどうなのでしょう。

○溝口公園課長

まず、キャッチボール場を中心とした、公園の中でのキャッチボールの考え方でございます。基本的には品川区内の公園はこういった形で、今回改修いたしますかむろ坂公園のように、四方をネットフェンスで囲ったところのみでキャッチボールもオクケーということでございます。それ以外のところについては、キャッチボールは禁止になっております。

また、委員ご指摘のキャッチボール場の中でのバット使用ですけれども、やはりバットを振ることによって他の利用者にけがをさせたりとか、そういった危険性があることから、基本的にはキャッチボール場内でのバットの使用というのは、野球場以外は公園の中では禁止しているというのが、公園管理の状況でございます。

○西本委員

多分広さにも関係するのかなと思うのですが、やはりなかなか野球場が整備できないで、少なくなってきたことを考えると、やはり少年野球の方々とかは練習場が少なくなってきたのです。そうなったときに、バット使用禁止というところが多くなってしまうと、本当に練習するところがないのです。

ここはでも広さも関係するので、あまりボールがあちこち飛んではいけないというところがあるので、キャッチボール専用という形で、基本バット使用は禁止という形になるのでしょうかけれども、ただ、可能などころもあるわけであって、その考え方の基本はわからないではないのですが、その状況によって

は、フェンスではなくて鳥かごにできる部分もあるのではないかと。そういう形で整備を進めていっている部分もありますよね。ゼロではないと思うのです。非常に助かっている部分もあると思うのですが、その考え方をもう少しお聞かせください。

○溝口公園課長

まず、キャッチボール場の件で、基本的にバット使用禁止ということでお話しさせていただいていますが、これはあくまでも一般利用というか、誰でも入れるような形で使っている際にはそういった形で、また公園の中でも基本、全部掲示しているわけではありませんが、バットの使用の禁止というのをしっかり明示しているところもあります。

ただ、委員が言われたように、少年野球チームで指導者がちゃんとついて、公園使用の申請を出されて、短時間ではありますが独占的に使われる場合、そういったところについてはその野球チームの責任において、バットの使用というのも一部認めているところではございますので、少年野球はやはり練習の機会、また健全な少年育成といったところも含めて、対応できるところは対応していきたいと思えますし、今後もそういった同じような利用実態といったところも勘案しながら対応していきたいと考えておるものでございます。

○安藤委員

まず、高低差を低減ということで、具体的にどのような感じのことが行われるのか伺います。

それとトイレなのですけれども、だれでもトイレという部分になりますけれども、できる限りベビーチェアですとか、あるいは心身障害者の方をケアしながら公園に連れていけるようなユニバーサルシートだとか、そういったものもやはり整備していただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

それと3点目は、この工事は10月1日からということを書かれていますけれども、説明会みたいなことは行われるのか、3点お伺いします。

○溝口公園課長

まず高低差の解消でございます。裏面の改修計画図の図面をご覧くださいと思います。これでいきますと上側、遊戯施設（児童用）と書かれている、公園でいきますとかむろ坂から奥のほうに入った、そちらが低い地盤になっているものでございます。低いところを、できる限り地盤を上げて、要は土を盛って高くして、なるべく前面のかむろ坂と段差がないようにします。

特にメインとなります真ん中の部分はしっかりとバリアフリーの導線をとっていき、その前後はやはりどうしても坂になりますので、高いところ、低いところを結ばなければいけませんので、斜めに勾配を取るわけにもいきませんので、どうしても左右には段差がついてしまいますが、極力奥まで車椅子の方が入っていけるような工夫をしながら整備していくというのが一段差解消の内容でございます。

また、トイレにつきましては、今回できる限りのことをやっていこうということで、ベビーチェアについても女子便所のほうにつけてみたり、また誰でも使えるという形ではありませんが、ベビー用のシートをつけたり、様々可能な限りの対応はしてきているところでございます。

今後もトイレにつきましては、誰もが利用しやすいような形、どういう形ならいいのか、どういった構造がいいのか、また過剰にいろいろつけることによって、利用者のマナーが問われる状態になってしまったり、また特定の方が中に長時間入ってしまったりとか、そういった問題も起きてくると思いますので、利用状況等見ながら、今後も誰もが利用しやすいトイレについては検討していきたいと考えているものでございます。

また、今回の工事に当たっては、公園の性質上、近隣の方がお使いになる公園という形になっており

ますので、これまでも設計の中で、町会等を通じて意見をいただきながらやってきております。改めて説明会の開催というのは考えておりませんが、工事に入る際には近隣の方、また町会の方には十分お知らせしながら、工事を進めていきたいと考えているものでございます。

○安藤委員

トイレのところはなかなか運用の難しさはあるかもしれませんが、ベビーシートだけですと、やはり心身障害者の方とかがなかなか気軽に外出できないということで、ぜひ増やしてほしいという要望も挙げられています。ちょっと工夫は必要だと思いますが、ぜひ積極的に整備していただきたいと思っております。

あと、説明会の件は、町会ですとかイベントのほうでも人がかなり集まる公園です。老朽化はかなり進んでいましたけれども、子ども心をくすぐる木製の複合アスレチック遊具もありますし、そうした公園だからこそ、やはり利用者、あと近隣住民の方々の意見や声をしっかり踏まえて整備していくということが、今後も長く親しまれる公園になる上で重要ではないかと思っております。

ちょっと契約や工事までそれほど時間はありませんけれども、ぜひそういった利用者の方々の意見を改めて伺うような努力を最後まで続けていただきたいし、またこれから近隣の方々が使うような規模の公園であっても、やはり町会の方に意見を伺うのはもちろん当然なのですが、やはり利用している利用者本人、特に若い世代の方々などにとっては本当に憩いの場でございますので、そうした利用者の方々の意見も伺えるような機会をぜひ設けていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○溝口公園課長

かむろ坂公園につきましては、先ほどもご説明させていただいたように、近隣の地域の方たちがご利用されるところでございます。そういった中で、まずはやはり町会の方々の意見をしっかり聞いて整備をしていきたいというところでございます。そういった中で、やはり町会のほうから、過去には町会が自主的に若い方を集めてワークショップを開いたりだとか、様々取り組んでいただいているところもでございます。まずはやはり町会の方とよくお話をしながら、今後も進めていきたいと思っております。

また、公園につきましてはこれまでも30年、開園してからずっと公園を管理してきた実績もございまして、そういった中で様々なお声をいただいているところもあります。そういったものを合わせて、今回改修するに当たっては考慮しながら進めてきているところでございますので、これまでも、これからも、しっかりと声を聞きながら、また、そういう町会の声をまず聞きながら、またこれまで公園課として蓄積した区民の声を含めて、いただいた声を大切にしながら公園整備に当たっていきたくと考えているところでございます。

○筒井委員

1つ確認なのですが、こうした品川区の公園で、キャッチボール場がある公園は何カ所ぐらいあるのでしょうか。

○たけうち委員長

お手元でわかりますか。

○溝口公園課長

はい、大丈夫です。公園全体で266カ所管理をしております、その中でこういうキャッチボール場という形で指定させていただいているのが、今回のかむろ坂公園を含めて22公園という形になります。

○筒井委員

私も先ほどほかの委員の方からお話があったとおり、まず野球をやられている方とか球技をやられている方は、もっと公園でそうしたボールを使えるような場所を増やしてほしいというご要望をいただいているのですけれども、かといってほかの公園利用者にぶつかったり、あと近隣の住宅にその音で迷惑がかかるというデメリットがあると思うのですけれども、今後、区としましてはどのように、ボール遊びとか練習をしたいという方の声と、近隣や他の公園利用者との関係、バランスというのを考慮していくのか、方針としては今後どのようにお考えなのでしょうか。

○溝口公園課長

まず、キャッチボール場の今後でございます。基本的には先ほどお話ししました22公園ありますので、そちらを使っていただくような形でお願いしているところでございます。なかなか公園の中でも大小様々ありますけれども、私どもが管理している公園はどちらかというと小さい公園が多いところでございます。本来であれば、様々な機能を持った公園を整備できるということが一番いいとは思いますが、なかなか現状としては難しい部分がありますので、基本的には今あります22の公園をしっかり整備して、皆様にご利用いただくといったことがまずは大切で大事だと考えておりますので、なかなか数を増やしていくというのは難しいところでございますが、今後いろいろ様々な形で公園の改修、または新たな公園をつくる、そういった際には、地域のご要望等も聞きながら検討していきたいと考えておるところでございます。

○筒井委員

承知しました。そのキャッチボール場のある22カ所というのは、区のホームページとかでわかりやすく掲載されているものなののでしょうか。

○溝口公園課長

ある程度公園の概要についてはホームページでご紹介させていただいておりますので、そういった中でもわかるような形にはなっております。特段キャッチボール場という形ではお示ししていない部分があるかもしれませんが、また公園課のほうに問い合わせいただければ、どこができるかというのをご案内できると思います。

○筒井委員

今後の検討課題かもしれませんが、区民の方から、じゃあ、どこかキャッチボールができる公園はありますかと聞かれたときにすぐお答えできるようにしたいので、何か区のプレスとかでわかりやすくまとめていただければありがたいので、ぜひよろしく申し上げます。これは要望で終わります。

○松永副委員長

ご説明ありがとうございます。ちょっと私から1点確認をさせてください。

今、品川区内では公園内に防犯カメラ「みまもる君」の設置を進めていると思うのですけれども、この公園に関しては書いていなかったもので、つけるのか、つけないのか、その確認をさせてください。

○溝口公園課長

まず、みまもる君という形で、公園の中の防犯カメラがでございます。基本的には今年度を初年度として、3カ年かけて266公園すべてにつけることになっております。かむろ坂公園についても、今回の整備後にはなりますけれども、防犯カメラを設置したいと考えているところでございます。

○たけうち委員長

よろしいですか。

じゃあ、ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

では、ご発言がないようですので、本件および報告事項を終了いたします。

2 その他

○たけうち委員長

最後に予定表2、その他でございます。

その他で何かございますか。

○古巻防災課長

私から、まず9月4日から5日にかけて接近しました台風21号に伴う対応状況等、それから昨日の豪雨に関する対応状況等についてご報告をさせていただきます。資料は用意がございませんので、口頭にてご報告いたします。

まず、台風21号に伴う対応状況等でございますけれども、9月4日の夜から5日にかけて接近するというような予報で、応急対策本部を17時15分時点で設置いたしまして対応に当たりました。

雨はさほど多く降らなかったのですが、風が少し強かったということで、ただ台風自体は当初の予報より西側に進路がかなりずれましたので、大きな影響はなかったのですが、9月4日の時点でまず1件、二葉四丁目にあります空き家と思われまます建物のトタン屋根が、風が強くなり飛ばされそうだということでご連絡がありました。持ち主の方とは連絡が取れなかったのですが、緊急対応ということで、消防署のほうへ連絡しまして、飛ばないように補強をする措置を依頼しているところです。それから、もう一件は西大井六丁目の原っぱ公園で、大きな枝が折れて落ちているという連絡がありましたので、こちらはその日のうちに撤去しております。最初の空き家の件も被害までは至らず、対応としましてはその2件という状況です。

雨自体はそれほど降らなかったのですが、その後の状況等を気象庁等に確認いたしまして、翌日9月5日の4時30分をもって、応急対策本部については解散をしております。台風の対応につきましては以上になります。

それから、昨日の豪雨に関する対応状況になりますが、こちらは昨日17時過ぎぐらいから雨が降り始めまして、18時過ぎからかなり大量の雨が降ったという状況でしたけれども、目黒川はさほど水位が増えなかったのですが、立会川におきまして、警戒水位を越え、危険水位をも越えるような状況が30分ぐらい、18時半前後に何か所かで危険水位を越えたということで、防災行政無線からサイレンの吹鳴をしております。

応急対策本部につきましては、18時48分に大雨警報が発表になっておりますので、その時点で応急対策本部を設置し、区役所職員17名の態勢で対応をいたしました。

水位に関しましては、19時前後まで雨がかなり降りましたが、それから徐々におさまってきましたので、すぐに水位については下がりまして、それ以上増えることはなかったので、河川の氾濫による浸水の被害はなかったのですが、雨水が流れ込んだりということで、今のところ確認できているのが3棟ですが、東大井六丁目8番の近辺で床下浸水が2棟、それから床上浸水が1棟ということで確認しております。そのほか2棟、浸水が考えられるところがあるのですが、住民の方とちょっと接触が取れませんが、そちらはポストにお知らせを投函して、場合によっては連絡をいただいて対応するというので、こちらの浸水被害のあった世帯についてはお見舞金を支給しているという

対応でございます。

それから、東品川三丁目で道路冠水がございました。10cm程度の冠水で延長30mということでしたけれども、こちらは消防・警察のほうで警戒等の対応をしていただきまして、水は雨が止むと引いて、特に被害等はなかったということでございます。そのほか、まだ報告がない浸水等もあるかもしれませんが、一応品川区のほうで把握をしている被害については以上でございます。

経過としましては、昨日の9時24分に大雨警報・洪水警報が解除になりまして注意報に切り替わりましたので、その時点で水防本部については態勢解除ということで、注意報はまだ残ってございましたけれども、活動についてはその時点で終了という形でございます。被害が多少あったということで、報告をさせていただきました。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件について、何かご確認等がございますでしょうか。

○あくつ委員

先般の報道で、品川区内、マンホールから水が大量に噴き出しているショッキングな映像が流れたのですけれども、あれがどこの場所なのかというのは把握をされているでしょうか。

それと、東品川三丁目の道路冠水30mということでしたけれども、具体的にはどこのことなのか、ちょっと教えていただければと思います。

○古巻防災課長

まずマンホールの件ですけれども、あの場所につきましては、かむろ坂の途中にあります不動前の商店街に入る入口のところのマンホールと把握をしております。以前にもたしか同じところで水が出てくるといような状況が確認できておりますけれども、あの件についてはマンホールから水や空気を抜くための装置がありまして、そちらから空気が抜けるのと一緒に水が噴き出るといような構造になっているらしいのですけれども、ちょっと浸水とはまた別の原因ということで若干やむを得ない部分はあるのですが、場所についてはその場所というふうに把握をしているということで、特にあの周囲に浸水の被害はなかったというのは確認ができております。

それから道路冠水については、正確な住所で言うと東品川三丁目31番の近辺ということで、道路の側道というところまでは確認ができていますのですけれども、少々お待ちください。住所についてはそちらで、30mの間で10cm程度の冠水があったといような報告でした。住所だけで、正確などこという場所がちょっと今申し上げられませんが、住所としてはそちらだったということでございます。

○あくつ委員

ありがとうございます。今地図で見ると、東品川イオンの向かい側の側道の場所、東海中学校の場所になるのでしょうか。

先ほど不動前商店街の入り口のマンホールがそういう構造になっているということでしたけれども、あの映像を見る限りでは、もしもその付近を通行していたら非常に危険があるのではないかという感じに見えたのですが、これは河川下水道課になるのかどうかかわからないのですけれども、それは支障がないのかどうかというところ、映像がかなりそういう映像だったものですから、そういう心配、要らぬ心配なのか、それともわかっているのか、前にもそういうことがあったということであれば、改善ができないのかどうかというところ。

それと、東品川三丁目31番近辺について、地域の方のご意見も聞いてみますけれども、今後またこういうことが起きないように、国道になるのか都道になるのか区道なのかわかりませんが、何か改善をされる予定があるのかどうか。ちょっとまだ昨日の今日ですから、まだそこまでの話はいつてないのかもしれませんが、その辺についてのご意見を伺いたいと思います。

○持田河川下水道課長

まず、マンホールの噴出のほうでございますが、これはやむを得ないとなかなか言い切れないような映像ではございましたが、下水道管というのはふだんは汚水が流れていたり、場合によっては何も流れてないぐらいの状況、空の状態です、反対にそこに空気がいっぱい入っています。大雨が降り、一気に雨水が流れ込みますと、下水道管の管の中の空気がどこから逃げ出さなければいけない。その水位が上昇するスピードがゆっくりであれば、いろいろなマンホールから少しずつ空気が抜けまして、ああいうことにはなかなかならないわけなのですが、どうもあその場所といいますのが、つながっている下水道管がかなり大きいということと、雨が一気に集まったときに、あその場所から空気が抜けがちというようなことで、過去にもあのような事例があったと聞いてございます。

マンホールが飛びますと非常に危険ということで、マンホール自体は飛ばないで空気だけが抜けるような装置がついていると把握してございますが、ただ、その一方で空気が抜けまして、当然空気だけきれいに抜けるわけではなく、空気と水が混ざったようなものが抜けてしまうということで、かなり噴出するような映像になってしまうということでございます。

通行に危険なのではないかというお話でございますが、確かにあの状況であの場所にいたら非常に危険というこのことは言わざるを得ないというところでございますので、また改善につきましては、ちょっとあその下水道管の仕組み等々、所管のほうではまだ十分把握できていないところもございまして、東京都とそういったお話をする機会があれば、ちょっとああいった状況で何か改善策がないのかということにつきましては、我々所管のほうからそういった話もしてみたいと考えているところでございます。

○多並道路課長

先ほどの道路の冠水の件ですけれども、今回の現場は、場所で言いますと東品川シルバーセンターの前あたりの区道になります。歩道というよりは車道のほうのところ冠水した件ですので、今、現場を確認して、その水の飲み込みの関係だとか、あとは下水道のほうとの連携を図りながら、原因と対策については今検討するというところでございます。

○安藤委員

マンホールの件なのですけれども、以前は商店街の逆側に出たところのマンホールも、坂の途中にあったところが噴き出したということがあったと記憶してございまして、しかもあその不動前商店街というのは、貯留池ができる以前はかなり浸水していたということもあって、浸水に関して地域の中にも心配している方が多いと言えます。

今度話す機会があったらということではなくて、やはり危険だと思うのですよ。今、ゲリラ豪雨も増えていますし、ぜひ東京都と協議していただいて、何でそうなるのか、それを防ぐ対策はないのかということでぜひ動いていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○持田河川下水道課長

繰り返すような答弁で大変申し訳ないところでございますが、やはりどこから空気が抜けるということは、メカニズムとしてやむを得ない部分があります。ただその一方で、やはり人が通るところとい

うのは危ないということ、これも事実でございますので、例えば我々が下水道事業を受託する中で、下水道局と様々協議したりいろいろな情報交換の機会がございますので、そういったところで何か対策があるのかという点につきましては、所管のほうからしっかり下水道局のほうには伝えていきたいと思っております。

○たけうち委員長

ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

それでは、ほかにはないようですので、以上でその他を終了いたします。

ほかにもその他、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

それでは、以上で本日の予定はすべて終了いたしました。

これをもちまして、建設委員会を開会いたします。

○午後2時32分閉会